第23期 軽井沢町農業委員会 第34回 総会議事録 (町HP用)

発言者	内 容		
7511	(開会:13時30分)		
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第34回総会 を始めたいと思います。開会にあたりまして小宮山会長よりあいさつをお願い いたします。		
小宮山恒雄会長	本来であれば農業委員及び農地利用最適化推進委員、農業農村支援センターの皆様にご出席いただき4月分の案件をこの総会においてご審議していただく予定ではございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が収まらない状態であるため、本日の会議は規模を縮小して農業委員及び農業農村支援センターの皆様のみで開催しますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。農地利用最適化推進委員の方々には既に通知を発送し、ご了承をいただいてはおります。総会自体も時間短縮を図る観点から、円滑な議事進行について重ねてご協力をお願いいたします。		
青木事務局長	ありがとうございます。 次に議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条 の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくお願いします。		
小宮山恒雄会長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。 事務局より、会議成立の報告をお願いします。		
青木事務局長	農業委員総数14名中、14名、全員の出席です。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。		
小宮山恒雄会長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規 則第14条の規定により、議席番号6番の佐藤豊委員と議席番号11番の土屋哲 委員の2名にお願いします。		
小宮山恒雄会長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。		

青木事務局長	それでは、お手元の次第1ページの3月27日から4月27日までの行事等		
	ついて、報告いたします。		
	3月27日(金)に第23期軽井沢町農業委員会第33回総会を開催しました。 同日に町農業者年金推進協議会理事会を開催いたしました。4月10日の町議会 定例会4月会議に会長が出席しました。16日に町農業委員会4月役員会を開催 いたしました。		
	続いて2ページの(2)土地処分結果の①許可分ですが、1件ございまして、		
	農地法第5条で、の、について、長		
	野県指令_佐農第_号の、で許可となっております。②取り下げ・		
	男不得は <u>一</u> 性展界 <u>一</u> 々り <u>一</u> 、 <u>一</u>		
	続いて、3ページの(3)転用確認証明書による土地処分結果については、2件		
	ございまして、、長野県指令、佐地農第号の、		
	で許可となっておりました、の、地目、、面積、㎡、に		
	ついて、に、への転用を確認し、証明書を交付いた		
	しました。もう一件は、、長野県指令、佐地農第_号の_		
	で許可となっておりました、の、、_、_、、、、に		
	ついて、にへの転用を確認し、証明書を交付いたしました。		
	(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出については、ございませんで		
	した。		
	事業報告は以上でございます。		
小宮山恒雄議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。		
	事業報告について、質問等はございませんか。		
委員	なし		
小宮山恒雄議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。		
	議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にし		
	ます。事務局より説明願います。		
 青木事務局長	 議案第1号について説明をいたします。		
13.1 3 33.132	次第4ページ、補足資料1ページから12ページをお願いします。		
	地区でございます。		
	t.		
	は、、、、にのある、、 です。申請の所在地は、 、 、 、 、 、 、 で、		
	<u>は</u> 、で、は、です。		
	担訴を受験しますが 棒口次型 ランド 中国団 パック・ルトル		
	場所でございますが、補足資料に位置図がございますが、		
- 2 -			

	のになります。
	転用の目的ですが、というものです。権利設定の内容は、
	によるになります。
	町の用途地域区分は、地域で、農地法による農地区分は、第_種農
	地になります。
	それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。
	ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。(農地法第
	5条第2項第3号)の 資力・信用については、が、、、
	、その他が、、で、となっています。
	資金の調達方法ですが、で、のが、提
	出されております。
	利害関係につきましては、その他権利等はされておりません。
	次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画で
	は、許可後から令和_年_月日までが工事期間で、概ね1年以内となってお
	り、問題ないと思われます。
	次に、(施行規則第57条第2号) 他法令の許認可等については、該当いたし
	ません。
	次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地
	域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。
	次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みについては、
	問題ありません。
	次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の形状
	や転用事業の目的及び配置図を見る限り問題無いと思われます。
	次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんの
	で、問題ありません。
	次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障に
	ついては、隣接に耕作されている農地はなく支障ないと思われます。
	また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により
	議案第1号については、許可できない場合に該当しません。
小宮山恒雄議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1
	号について担当委員より説明願います。
担当委員	委員番号9番の佐藤寛治が議案第1号について説明します。
15日安良	ただ今の第5条1項の事務局に補足いたします。場所はののの
	から にの所です。4月18日にの、のから
	がありコロナウイルスの関係で、立会は避けて説明を受けました。
	畑は何も作っていませんでした。際し、で、
	ので問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

小宮山恒雄議長

ありがとうございました。

ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号についてご意見のある方はお願いします。

委員

なし

小宮山恒雄議長

ご意見がないようなので、議案第1号につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。

委 員

挙 手

小宮山恒雄議長

ありがとうございました。 賛成全員ですので議案第1号を原案どおり可決いた しました。

よって、議案第1号は、許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。 事務局より説明願います。

青木事務局長

議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。

次第5ページ、補足資料は、13から18ページをお願いします。

軽井沢町長より、農業委員会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、 農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。

5月の公告分でございますが、再設定が、3件、4筆、面積は、3,525㎡で、内訳は、田が2,534㎡、畑が991㎡です。

新規が2件、2筆、面積は、4,434㎡、内訳は、畑です。

合計で、5件、6筆、面積は、7,959㎡で、内訳は、田が2,534㎡、畑が5,425㎡です。

集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願い いたします。

同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

小宮山恒雄議長

それでは、議案第2号、軽井沢町 農用地利用 集積計画の5月公告分について、 ご意見のある方はお願いします。

委員

なし

小宮山恒雄議長

ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決 定いたします。

よって、議案第2号軽井沢町農用地利用集積計画5月公告分について、軽井沢 町長へ、決定意見を送付します。 次に、報告第1号「農地等の土地の形質変更(客土等)による届出書」及び報 告第2号「農地法施行規則第29条第1項の規定による届出書」についてを議題 とします。事務局より説明願います。 次第7から8ページ、補足資料は19から23ページをお願いいたします。 青木事務局長 報告1及び2は からの届出でございます。 所在地は、____ 地区の 地区でございます。地目は__、農地面積は合計で_____ す。3月の総会時に農地利用集積計画で議決をいただいている案件でございます が、当該地と道路間でレベル差が発生しているため、____mmから____mm の嵩上を実施することに伴う「土地の形質変更」の届出及び変更後の土地の一部、 を砕石敷とし、農業従事者の通勤用車両駐車場及びその面積の内、 を収穫物の選別を行うための出荷用ハウスとする「農業用施設に供する事」 の届出書提出がございましたことをご報告いたします。 小宮山恒雄議長 ありがとうございました。届出について、担当委員より報告願います。 番号9番、佐藤寛治が届出について報告いたします。 担当委員 _____、と佐藤一之委員と私で立会を実施し、 説明を受けました。 場所はのでも、水田を 借り受けて、今年は___を客土して、____を作るハウス 棟と、作業小屋等を 建て、様子を見て徐々の増やしていくようです。借りてもらえれば荒れ地になら なくて良いと思います。以上でございます。 小宮山恒雄議長 ありがとうございました。報告事項ですが何かございますか。 委 員 なし 小宮山恒雄議長 次に6、のその他事項に進みます。 (1) の J A 佐久浅間関係について、市村初仁会長代理よりお願いします。 市村初仁会長代 それでは、農協関係ですが、2点ございまして、一点目は皆さんもテレ ビやニュースでご存じのように、旅館組合と農協とのマッチングについ 玾 てですが、現在、旅館組合から17名の方が希望をされております。 これは時給850円から1、000円の間で働いてもらうということで

話し合いを進めている状況です。そのような中で農業者の方は現在、8 名の方が受け入れを希望されておりまして、3名の方が働いている状況 でございます。コロナウイルスの影響が長引くようですので、農協としてもこの事業を進めていきたいと考えております。

それからもう一点、実習生の関係ですが、現在中国人の実習生を受け入れているわけでございますが、現状今年については99パーセント受け入れができないという中で、急遽、ベトナムの方の受け入れをしないかというお話がございました。この実習生は既に入国をしており、過去に実習の経験があるみたいなので、軽井沢町としては3名の予定で、既に2名の受け入れが決まって現地に入っているようです。コロナウイルスの関係で、1週間の待機期間と1週間の事前講習を受けた中での開始ということなので、皆さんのご協力、ご理解をお願いいたします。以上です。

小宮山恒雄議長

ありがとうございました。JA 佐久浅間(農協)関係で何かお聞きしたい点がございますか。

委員

なし

小宮山恒雄議長

無いようですので、次に(2)の農業農村支援センター関係で戸谷課長補佐より お願いします。

戸谷課長補佐

ご苦労様でございます。私のほうからは黄色いシールが添付されている資料についてご説明します。1枚目は管内の農作物の成育概況となります。3月は暖かくて生育が進んでいた状態でありましたが、3月下旬から低温になって、今は足踏みをしているような状態です。裏面には花きや飼料用作物の関係も記載していますのでご覧ください。

2枚目の資料ですが、5月1日から春の農作業安全運動が始まります。 長野県は昨年11名の方が亡くなっているということで、今年も3名の 方が農災事故で亡くなっています。5月1日から5月31日までが運動 期間となりますので、よろしくお願いいたします。

最後に3枚目の資料ですが、普及センターの名称が変わりました。 一番最後のページには農業農村振興課と技術経営普及課、旧普及センターということで、今はこのような体制になっておりますが、その裏面ですが、支援センターの所長、課長が代わりました。各係の担当者等も記載しておりますのでご用命があればお電話いただくと共に、コロナ対策の関係で制度資金の償還猶予のご相談も支援センターで受けますのでまたよろしくお願いいたします。以上です。

小宮山恒雄議長

ありがとうございました。何かお聞きしたい点がございますか。

委員なし

小宮山恒雄議長

無いようですので、次に進みます。(3)の農政関係はございませんので、(4) の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。

青木事務局長

次第の、9ページをお願いします。(4)事務局関係についてですが、 ア、当面の会議・行事日程等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、予定されている会議等の大部分が中止となりましたので、個々の行事 日程の説明は省略させていただき、開催予定である町の農業委員会、役員会の日 程のみを申し上げます。

5月18日(月)に町農業委員会5月役員会を予定しています。29日(金)に第23期軽井沢町農業委員会第35回総会を予定しております。

6月16日(火)に町農業委員会6月役員会を予定しております。26日(金)に第23期軽井沢町農業委員会第36回総会予定です。

なお、本日、総会後に町農業者年金推進協議会総会を開催いたします。

次に、イ、の配布資料等についてですが、4月1日現在の全国農業新聞普及一覧です、情報事業の推進活動について引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、農業者年金加入推進ニュースです。こちらも引き続き、加入推進活動を よろしくお願いいたします。

なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。次に、令和2年4月1日現在の緊急連絡網を作成しましたのでご確認ください。

次に国の規制緩和により、基準を超える農作業機を装着した農耕トラクタについて、通行経路での特殊車両通行許可を取得すれば走行が可能となりますので、別紙を参照の上、該当する場合は地域整備課と協議のほどお願い申し上げます。

続いて新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の農業経営者への周知についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う児童の保護者も有給休暇を取得せざるを得なくなった場合に助成金の交付対象となりますが、厚生労働省では、4人以上の労働者がいる事業所は把握できていますが、4人以下の個人事務所においては状況が把握できず、当該助成金対象からはずれてしまう可能性があることから、別途、市町村等において「耕作証明書」を発行されれば対象となる通知がございましたので、ご連絡いたします。

事務局関係につきましては、以上でございます。

小宮山恒雄議長 委 員

ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。 なし

小宮山恒雄議長

その他、全体を通して何かございますか。

10 番依田委員

冬に野菜ができないかということで、実験的にやってみたが、冬にチップを使わなくても、保温とかすれば、灯油とか使わないで布とか掛けたりすれば、野菜がいろいろできることが分かって、そういうことも皆さんに広めていけば、冬もできることが実証されたのでその辺も広めていけたらなと思っています。

小宮山恒雄議長

ありがとうございました。それでは他にありますか。

委 員

なし

小宮山恒雄議長

それでは、第23期軽井沢町農業委員会第34回の総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。

閉会 14時15分